





利用者向け説明書

 日本電子認証株式会社

 株式会社リーガル（技術提供）

（平成 28 年 3 月 1 日 第 9 版）

目 次

1	法人認証カードサービスについて.....	2
	(1) 法人認証カードサービスの概要.....	2
	(2) ご利用イメージ.....	2
2	お申込みにあたっての注意事項.....	3
	(1) 利用したい行政庁システムで動作確認されているかを確認してください.....	3
	(2) 商業登記電子証明書の発行申請方法、発行手数料支払について.....	3
	(3) 商業登記電子証明書の使用廃止方法について.....	3
	(4) 商業登記電子証明書の使用休止方法について.....	3
3	法人認証カードサービスの提供製品.....	4
4	法人認証カードサービス申込の手続き.....	5
	(1) 申込書類の送付（利用者 → 当社）.....	5
	(2) 電子証明書発行申請書類の受取と代金の振込み（当社 → 利用者）.....	5
	(3) 法務局へ電子証明書発行申請手続（利用者 → 法務局）.....	6
	(4) 電子証明書発行確認票（写し）の送付（利用者 → 当社）.....	6
	(5) 法人認証カードの受取（当社 → 利用者）.....	6
	(6) 法人認証カードの動作確認および記録事項の確認.....	6
5	発行申込書記入の要領.....	7
	(1) 記入例.....	7
	(2) 申込書記入のポイント.....	8
6	法人認証カードのご利用にあたって.....	10
	(1) P I N(Personal Identification Number)のお取扱いについて.....	10
	(2) 登記事項の変更による商業登記電子証明書の自動失効について.....	10
	(3) 秘密鍵（電子署名鍵）の唯一性の検証について.....	10

1 法人認証カードサービスについて

(1) 法人認証カードサービスの概要

このサービスは、特定認証業務*1である「AOSign サービス」で培ったノウハウと高度なセキュリティ施設を利用して、「商業登記電子証明書」（「商業登記に基づく電子認証制度」により、法人の登記情報に基づいて発行される電子証明書）を耐タンパ性*2の高いICカードに格納するセキュリティサービスです。
(参考)法務省ホームページでの紹介 <http://www.moj.go.jp/ONLINE/CERTIFICATION/link.html>

① 公開鍵と秘密鍵の生成（発行申請書類等の作成含む）

公開鍵と秘密鍵は、特定認証業務のノウハウと堅牢なセキュリティ施設を利用して生成されます。このほか、法務局に提出する「申請用光ディスク」および「電子証明書発行申請書」も同様に作成いたします。

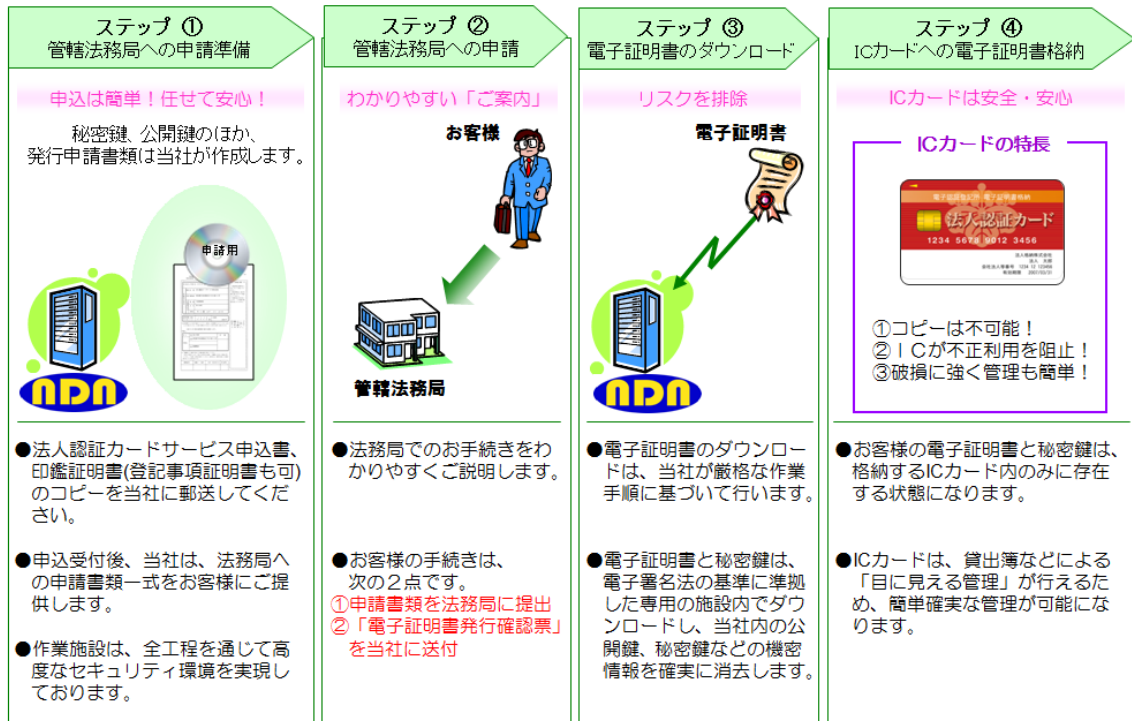
② 商業登記電子証明書と秘密鍵をICカードに格納

商業登記電子証明書を電子認証登記所からダウンロードして、秘密鍵とともにICカードに格納します。この作業もセキュリティ施設内で特定認証業務のノウハウを用いて行われます。

③ 秘密鍵（電子署名鍵）の唯一性の担保

セキュリティ施設内の秘密鍵（電子署名を行う鍵）は、ICカードに格納後、対となる公開鍵なども含めて直ちに完全消去されます。格納された商業登記電子証明書のシリアル番号は、「格納リスト」として公開され、電子署名データを受信した検証者は、任意に署名検証できます。

(2) ご利用イメージ



*1 電子署名及び認証業務に関する法律に基づき国の認定を取得した電子認証業務

*2 データの不正読み出しや使用、改ざん、また故意に誤動作させること等に対する防止能力

2 お申込みにあたっての注意事項

(1) 利用したい行政庁システムで動作確認されているかを確認してください

- ① 現在、商業登記電子証明書は、申請者本人が電子認証登記所からダウンロードし、電子証明書の公開鍵と対になる秘密鍵をUSBメモリやハードディスクに保存して使用するファイル形式(PKCS#12形式)が基本となっています。
このファイル形式の商業登記電子証明書は、代表者実印+印鑑証明書と同等の法的効果が認められているため、さまざまな行政庁等の電子申請システムで利用できるものとなっています。
- ② 一方、法人認証カードは①と同じ商業登記電子証明書を格納しているものの、ICカードとのインターフェイスが用意されていない行政庁システムには使用できません。
- ③ 必ず、当社のホームページなどで使用可能なシステムの最新情報をご確認の上、お申込いただきますようお願いいたします。

(2) 商業登記電子証明書の発行申請方法、発行手数料支払について

- ① 商業登記電子証明書の発行申請方法については、当社から文書でご案内いたします。なお、管轄法務局へお問い合わせの場合は、商業・法人登記係または電子認証係が担当部署となります。
- ② 法務局への電子証明書発行手数料は、NDNへお支払いいただく法人認証カードサービスの料金とは別となります。証明期間に応じた収入印紙（登記印紙も可）を電子証明書発行申請書に貼付し、管轄法務局へ納付します。

***商業登記電子証明書発行手数料**（平成15年4月1日改定現在）
証明期間が3カ月のときは2,500円。それを超える場合は、超える期間3カ月ごとに1,800円を加算した額。（最長27カ月まで）
（例）証明期間2年3カ月（27カ月）の場合⇒ 16,900円

法務省「商業登記に基づく電子認証制度」ホームページ
<http://www.moj.go.jp/ONLINE/CERTIFICATION/>

(3) 商業登記電子証明書の使用廃止方法について




- ① 法人認証カードを使用しなくなった場合や紛失、破損、盗難などの場合は、速やかに商業登記電子証明書を失効（使用廃止）する必要があります。
- ② この場合は、法務局へ「電子証明書使用廃止届」を提出し、廃止手続きを行っていただきますようお願いいたします。

(4) 商業登記電子証明書の使用休止方法について

- ① 使用廃止の手続きに先だって、電子証明書の一時的な使用休止が可能です。
- ② この場合は、専用のソフトウェア「電子認証キット」と「休止用暗証コード」を使って、ご利用者自身でインターネットから電子認証登記所へ手続きを行う必要があります。

3 法人認証カードサービスの提供製品

法人認証カードサービスが提供するものは以下のとおりです。

必要な製品	法人認証カード	ICカードスタートキット	電子認証キット STD
ご購入パターン		 ICカードリーダー +ソフトウェアライセンス*1	
① 法人認証カードを初めてご購入の場合 (ソフトウェアはダウンロード)	○	○	○*2
<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> 弊社 AOSign でICカードリーダーをお持ちの方 </div>	○		○*2
② 2回目以降のご購入の場合	○		

*1 ICカードスタートキットのソフトウェアは、当社ホームページからダウンロードする方式です。

*2 電子認証キットは、法人認証カードを電子申請でご利用になる場合で、電子証明書の内容確認、有効性の確認、一時的な使用休止を行う場合などに必要となります。

電子認証キットは、商業登記電子証明書の取得・管理・署名・検証など、電子認証に関する幅広い機能を備えたソフトウェアです。詳細等については下記へお問合せください。

---【問合せ先】-----

〒791-2112 愛媛県伊予郡砥部町重光248番地3

株式会社リーガル

TEL 089-957-0494 FAX 089-957-0471

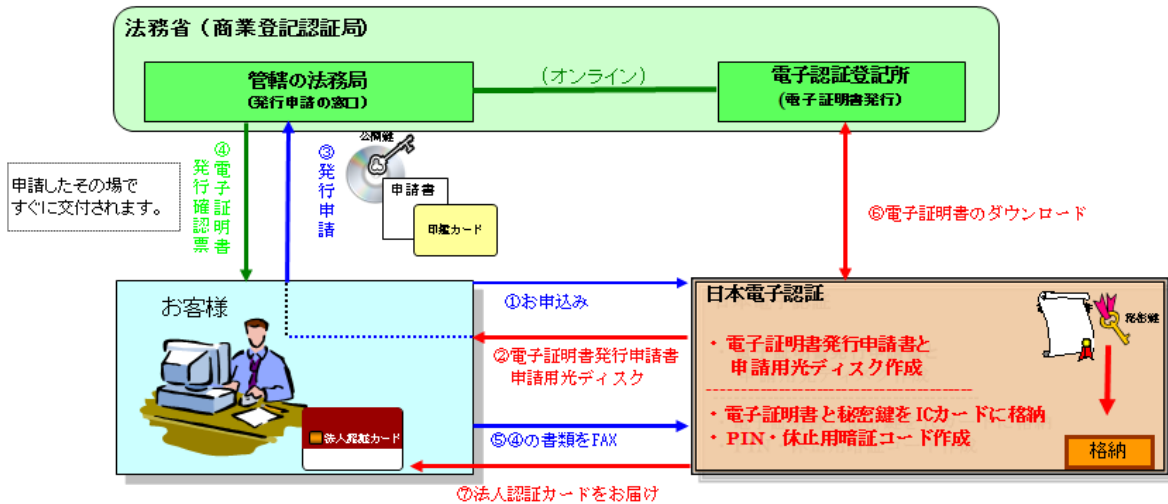
ホームページ http://www.legal.co.jp/products/denshi/denshi_1.html

4 法人認証カードサービス申込の手続き

お申込にあたっては当社ホームページに掲載の「法人認証カードサービス利用約款」、「法人認証カードサービス運用規程」にご同意の上、お申込ください。

(<https://rep.ninsho.co.jp/hojin/kitei.html>)

【法人認証カードサービスの申込手続きの流れ】



(1) 申込書類の送付 (利用者 → 当社)

申込書および添付書類を、郵送にてご提出ください。

【必要書類】

- 法人認証カードサービス申込書…*7ページの記入例をご参照ください
- 登記事項証明書 (履歴事項全部証明書または現在事項全部証明書) (写し) または印鑑証明書 (写し)…*内容が最新のもの

※商号の英字表記を電子証明書に付け加える場合は、定款 (写し) を追加してください。

<お申込先> 〒104-0045 東京都中央区築地5-5-12 浜離宮建設プラザ3階
日本電子認証株式会社 法人認証カード係

(2) 電子証明書発行申請書類の受取と代金の振込み (当社 → 利用者)

当社から電子証明書発行申請書類と請求書を送付しますので、記載の料金を指定金融口座へお振込みください。(振込手数料はご利用者負担となります)

【当社から送付される書類】

- ・ 電子証明書発行申請書…*押印のうえ、ご利用いただきます
- ・ 申請用光ディスク…*公開鍵などが記録されています
- ・ 今後のお手続きのご案内…*管轄法務局でのお手続きをご案内いたします
- ・ 法人認証カードサービス請求書…*電子証明書発行手数料は含まれていません

(3) 法務局へ電子証明書発行申請手続 (利用者 → 法務局)

法務局(管轄法務局)の電子認証窓口で電子証明書の発行申請のお手続きを行ってください。

【発行申請に必要な書類】

- ①印鑑カード……………*印鑑証明書の交付申請時に必要なカード
- ②電子証明書発行申請書……………*押印、所定の収入印紙を貼付(登記印紙も可)
- ③申請用光ディスク……………*公開鍵などが記録されています
- ④定款(原本証明されたもの) ……*商号の英字表記を電子証明書に記録する場合は必要

※ ②、③は、当社がご用意します。

※ 法務局にご提出いただく書類は返還されませんので、必要に応じて控えをお取りください。

(4) 電子証明書発行確認票(写し)の送付 (利用者 → 当社)

速やかに「電子証明書発行確認票」(写し)を当社へ送付してください。

電子認証登記所で電子証明書の発行がなされると、申請した管轄法務局の窓口で「電子証明書発行確認票」が書面で交付されます。

この確認票には、電子証明書の取得に必要な番号(シリアル番号)が記載されています。

受領後、ファックス、電子メール、郵便等のいずれかの方法で当社宛に速やかに送付してください。

<ファックス番号>03-5148-5207 (NDN 法人認証カード係)

(5) 法人認証カードの受取 (当社 → 利用者)

「法人認証カード」が申込書記載の利用者または代理人へ送付されます。

【当社からの送付物】本人限定受取郵便(特例型)で送付します。

- ・ 法人認証カード(ICカード)
- ・ PIN・使用休止用暗証コード通知書、電子証明書格納通知書
- ・ ICカードスタートキット(申込書で希望された場合のみ)
- ・ 電子認証キット(申込書で希望された場合のみ)

(6) 法人認証カードの動作確認および記録事項の確認

(電子入札コアシステムでご利用の場合)

「法人認証カード」を受領後、必要なセットアップを行い、当社ホームページでICカードの動作確認・電子証明書の記録事項を確認してください。

【動作確認サイト】<https://rep.ninsho.co.jp/hojin/check/>

(その他電子申請などでご利用の場合)

「法人認証カード」を受領後、必要なセットアップを行い、電子認証キットを利用してICカードの動作確認・電子証明書の記録事項を確認してください。

5 発行申込書記入の要領

(1) 記入例

法人認証カードサービス申込書

(様式-1)

日本電子認証株式会社 御中

法人認証カードサービス運用規程及び利用約款(個人情報の取扱を含む)に同意のうえ、下記のとおり申し込みます。

申込日 2016年 3月 1日

お申込時の確認事項	以下の各項目をお読みいただき、 <input checked="" type="checkbox"/> をお願いいたします。
<input checked="" type="checkbox"/> 法人認証カードサービスが利用予定の行政システムに対応していることを日本電子認証のホームページで確認しました。	
<input type="checkbox"/> 料金は法人認証カードの受取前に支払います。(後払の場合⇒)	<input checked="" type="checkbox"/> 通信欄(最下部)記載の支払条件による支払を希望します。

お申込みの区分1	<input checked="" type="checkbox"/> 初めてのお申込み	<input type="checkbox"/> 2回目以降のお申込み(有効期限到来など)	<input type="checkbox"/> 破損・変更登記等に伴う再発行のお申込み					
お申込みの区分2	法人認証カード発行 (ICカードへの格納)	1枚	リカバーフリー オプション*	<input checked="" type="checkbox"/> あり	ICカード スタートキット	1枚	電子認証キット STD	1枚

*「リカバーフリーオプション」は、法人認証カード発行申込と同時になければお申込みいただけません。

電子 証 明 書 の 情 報	本店または 主たる事務所 (外国法人はその本国)	〒 104 - 0045 東京都中央区築地五丁目5番12号	登記所へ提出した 法人実印
	商号(名称)	日本電子認証株式会社	
	英字(希望の場合のみ)		
	法人代表者氏名	認証太郎	英字 (任意)
	法人代表者 の資格	<input checked="" type="checkbox"/> 代表取締役 <input type="checkbox"/> 取締役 <input type="checkbox"/> 代表理事 <input type="checkbox"/> 理事 <input type="checkbox"/> 支配人 <input type="checkbox"/> 日本における代表者 <input type="checkbox"/> 社員 <input type="checkbox"/> その他 ()	法人代表者の生年月日 <input type="checkbox"/> 大正 <input checked="" type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 30年 1月 1日
管轄法務局	東京 法務局	支局	出張所
電子証明書の有効期間	<input checked="" type="checkbox"/> 27ヶ月 <input type="checkbox"/> 24ヶ月 <input type="checkbox"/> 21ヶ月 <input type="checkbox"/> 18ヶ月 <input type="checkbox"/> 15ヶ月 <input type="checkbox"/> 12ヶ月 <input type="checkbox"/> 9ヶ月 <input type="checkbox"/> 6ヶ月 <input type="checkbox"/> 3ヶ月 (1つだけ選択)		

管轄法務局での手続代理人 (郵送による場合は不要)	総務花子	所属	総務部	委任日	平成 〇〇年 3月 1日
手続代理人の勤務先住所 「電子証明書の情報」と 異なる場合のみ記入	〒 - 住所 (※)				

ご 連 絡 先	お電話番号	03 - 5148 - 5115	e-mail (任意)	
	ご担当者名	総務一郎	所属/役職	総務部 課長
	「電子証明書の情報」と 異なる場合のみ記入	〒 - 住所 (※)		

●重要なご注意 法人認証カードを受領される方は郵便局員に運転免許証等の身分証明書の提示が必須です。 なお、代表者ご本人以外が受領されるには、あらかじめ受領委任が必要です。	【法人認証カード受領委任】(代表者以外の方が受領する場合) 私は右の 氏名 法務次郎 に、法人認証カードの受領に関する全ての権限を委任します。 代表者氏名 認証太郎 委任日(申込日と同日付) 2016年 3月 1日	登記所へ提出した 法人実印

法人認証カード 送付先 「電子証明書の情報」と 異なる場合のみ記入	お電話番号	06 - XXXX - XXXX	e-mail (任意)	
	法人認証カードの受領を委任された方の所属/役職	法務部 部長		
	送付先住所	〒 541 - 0043 大阪市中央区高麗橋〇丁目×番△号		
		□□□ビル◇◇階		

お客様からの通信欄	支払条件 (現金払いを希望の場合のみ記入)	月末締め 翌月末締め払い	その他
-----------	--------------------------	-----------------	-----

当社使用欄
2

日本電子認証株式会社

Last Update 2010/2/15

(2) 申込書記入のポイント

【お申込時の確認事項】欄（チェックボックスのご説明）

1つめのチェック （ご利用用途の確認）	<ul style="list-style-type: none"> ご利用予定の行政庁システムによっては、法人認証カードがご利用できない場合もございます。法人認証カードが利用可能なシステムと利用できないシステムを当社ホームページにてご確認ください。
2つめのチェック （料金のお支払い）	<ul style="list-style-type: none"> 法人認証カードサービスに関する料金は、原則としてICカードのお受け取りの前にお支払いをお願いしております。 後払いをご希望の場合は、「通信欄（最下部）記載の支払条件による支払いを希望します。」のチェックボックスに「レ」印を付してください。

【お申込みの区分 1】欄

初めてのお申込み	<ul style="list-style-type: none"> 初めて法人認証カードサービスのお申込みをされる場合は、こちらを選択してください。
2回目以降のお申込み （有効期限到来など）	<ul style="list-style-type: none"> 有効期限の到来などによる法人認証カードサービスの2回目以降のお申込みは、こちらを選択してください。
破損・変更登記等に伴う 再発行のお申込み	<ul style="list-style-type: none"> リカバーフリーオプションの有無に関わらず、ICカードの破損や変更登記等によって法人認証カードがご利用できなくなったお客様は、こちらを選択してください。 ご利用できなくなった法人認証カードの残存有効期間が短い場合は、「2回目以降のお申込み」をご選択いただいた方が割安な場合があります。

【お申込みの区分 2】欄

法人認証カード発行	<ul style="list-style-type: none"> 購入枚数をご記入ください。 複数枚購入される場合は、ICカードに格納される電子証明書・秘密鍵は、それぞれ異なるものになります。
リカバーフリー オプション	<ul style="list-style-type: none"> 法人認証カード発行のお申込の際に「リカバーフリーオプション（税込 2,160円）」のお申込みをいただきますと、電子証明書の有効期間内に、「法人認証カードが破損」もしくは「商業登記の登記事項（代表者、商号、本店所在地など）」の変更により電子証明書が失効した場合は、法人認証カードを無償で再発行いたします。なお、再発行の回数に制限はありません
ICカードスタート キット	<ul style="list-style-type: none"> 当社販売以外のICカードリーダの動作保証はしていません。初回ご利用の場合は、必ずご購入してください。なお、ソフトウェアは当社ホームページからのダウンロード方式でご提供しています。
電子認証キットSTD	<ul style="list-style-type: none"> 電子証明書の管理（証明書の内容確認、有効性の確認、一時的な使用休止）などに必要です。

【電子証明書の情報】欄

本店または 主たる事務所 （外国法人はその本国）	<ul style="list-style-type: none"> 本店または主たる事務所のご住所をご記入ください。 外国法人は、本国の本店のご住所をご記入ください。
商号（名称） および英字表記	<ul style="list-style-type: none"> 商号をご記入ください。 電子証明書に任意の記録事項として、商号（またはその略称）の英字表記をご希望される場合は、それを証明する定款（写し）が必要です。 印鑑欄は、法務局へ提出した印鑑を押印してください。
法人代表者氏名 および英字表記	<ul style="list-style-type: none"> 代表者が複数名の場合は、法務局に印鑑を届出されている方をご記入ください。 使用される文字に（注）外字を含む場合は、これに相当する文字に置き換えます。 英字表記は、ブラウザに電子証明書を登録した際にシリアル番号の後に表示されます。複数の電子証明書をご利用の場合は、識別がしやすくなります。
法人代表者の 資格および生年月日	<ul style="list-style-type: none"> 電子証明書に記録される代表者の資格に「レ」印を付してください。 代表者の生年月日をご記入ください。
管轄法務局	<ul style="list-style-type: none"> 商業登記されている管轄の法務局（登記所）名をご記入ください。

電子証明書の有効期間	<ul style="list-style-type: none"> ・法人認証カードの有効期間になります。 ・お客様のご都合に合った有効期間を選択してください。
------------	---

【法務局での手続代理人】および【委任日】欄

手続代理人の氏名	<ul style="list-style-type: none"> ・代表者の方の代理として管轄法務局に書類をご提出いただく方の氏名をご記入ください。代表者本人が手続する場合と郵送による場合は、記入不要です。 ・所属は、手続代理人の方の勤務先の所属部署をご記入ください。 ・委任日は、管轄法務局に書類をご提出いただく以前の日付としてください。 ・住所は、勤務先をご記入ください。なお、「電子証明書の情報」と同一であれば省略していただいて構いません。
所属	
委任日	
手続代理人の勤務先住所	

【ご連絡先】欄

お電話番号	<ul style="list-style-type: none"> ・本サービス申込に関して、当社からご連絡させていただく場合の連絡先をご記入ください。 ・住所は、勤務先をご記入ください。なお、「電子証明書の情報」と同一であれば省略していただいて構いません。
e-mail	
ご担当者名	
所属／役職	
住 所	

【法人認証カード受領委任】欄

氏名	<ul style="list-style-type: none"> ・法人認証カードは、本人限定受取郵便（特例型）でお届けします。この方法は、郵便配達員が本人確認を行ったうえで、受取人本人に限定して配達する方法です。代表者の方の代理として、社員の方などが法人認証カードをお受け取りになる場合は、その代理人の方の氏名をご記入ください。
代表者氏名	<ul style="list-style-type: none"> ・「電子証明書の情報」にご記入いただいた代表者の方の氏名をご記入ください。
委任日	<ul style="list-style-type: none"> ・委任日は、お申込書を発送される日以前の日付としてください。

【法人認証カード送付先】欄

お電話番号	<ul style="list-style-type: none"> ・法人認証カードの希望送付先をご記入ください。 ・住所は、勤務先をご記入ください。なお、「電子証明書の情報」と同一であれば省略していただいて構いません。
e-mail	
所属／役職	
住 所	

【通信欄】

支払条件	<ul style="list-style-type: none"> ・料金の後払をご希望の場合は、お客様の支払条件をご記入ください。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・団体申込の場合のグループ名など、適宜ご記入ください。

（ご注意：外字について）

「電子証明書の情報」欄の文字については、登記事項証明書（履歴事項全部証明書または現在事項全部証明書）または印鑑証明書をもとに登記事項と一致するように発行申請書、申請用光ディスクを作成します。

ただし、登記事項に JIS 第1水準・第2水準以外の文字（外字）が使用されているときは、申請者が指定するこれに相当する文字に置き換えたもの（誤字・俗字であるときは正字）またはその読みをカタカナで表したものを電子証明書に表記する必要があります。

6 法人認証カードのご利用にあたって

(1) PIN(Personal Identification Number)のお取扱いについて


- ① PINは、利用者が法人認証カードを使用（電子署名）する際に必要となる暗証番号です。
- ② 利用者がPINを忘れても当社から再度お知らせすることはできませんので、大切に保管してください。
- ③ PINは変更できますが、当初送付したPINはロック解除に必要となりますので、「PIN・休止用暗証コード通知書」を大切に保管してください。
- ④ セキュリティの観点から、連続して10回PINの入力をミスした場合、ICカードは使用できなくなります（ICカードのロック）ので十分注意してください。
- ⑤ ICカードがロックした場合、ロック解除PINにより、これを解除し、再び使用することができます。ただし、ロック解除時のPIN入力ですらに連続して10回誤入力すると、解除もできなくなります。

(2) 登記事項の変更による商業登記電子証明書の自動失効について

- ① 商業登記電子証明書はその性質上、証明されている登記事項に変更が生ずべき登記の申請がなされたとき、自動的に使用廃止（失効）となります。
- ② よって、日数を要する電子入札などをご利用される場合は、十分ご注意願います。

(3) 秘密鍵（電子署名鍵）の唯一性の検証について

- ① 当社で生成する秘密鍵は、厳重なセキュリティ管理のもとで、ご利用者のICカード（複製不可能）へ格納されたのち、完全に抹消されます。
- ② すなわち、ICカードへ格納後の秘密鍵は、当社はもちろん、ご利用者本人であっても取り出せない、また複製不可能なものとなることで、その唯一性が担保されています。
- ③ また、法人認証カードで電子署名されたデータを検証者等が、唯一の秘密鍵が格納されている法人認証カードによる電子署名であるものかどうかを検証できるように、「証明書格納リスト」を公開します。

 日本電子認証株式会社

法人認証カード係

* お問い合わせは弊社ホームページのお問い合わせフォームからお願いします。

URL <http://www.ninsho.co.jp/hojin/>

FAX: 03-5148-5207 TEL: 03-5148-5115

(受付時間 9:00~17:00 土日、祝日、年末年始除く)